

資産運用に関する規制動向

TOPICS

01

金融庁「スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル」の開催

- 2025年12月2日、金融庁と経済産業省の共催により、スタートアップへの資金供給を支える主体と政府が集い、目指すべきエコシステムの方向性・全体像や各主体の取組みについて、認識を共有する目的としたラウンドテーブルが開催された。
- 金融庁の資料では、これまでのスタートアップへの成長資金供給に関する取組みがまとめられたほか、目指すべきエコシステムとして、スタートアップへの投資が事業会社のシナジーの創出や投資家へ成長の果実をもたらすことなどにつながるイメージを共有している。スタートアップ関連の取組みとして、投資信託については、クロスオーバー投資の拡大が提示されている。
- 投資信託協会の資料では、未上場株の組入れに係る制度改正の紹介に加え、現在の課題として、原則15%の上限を超過した場合は正計画の作成・実行及び周知により柔軟な対応を可能とする枠組みを、運用専門委員会で検討していることが示されている。

TOPICS

02

金融庁「地域金融力強化プラン」を公表

- 2025年12月19日、金融庁は、地域金融力（地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域経済に貢献する力）を発揮していくため、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備に関する施策を取りまとめた「地域金融力強化プラン」を策定・公表した。
- ①に関しては、地域金融機関による、内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業への成長支援、M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援など10の施策、②については地域金融力を発揮できる環境を実現するため、制度の拡充等による環境整備として3つの施策が示されている。

TOPICS

03

金融庁金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の公表について

- 2025年12月10日、金融庁は、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」の報告を取りまとめ公表した。今回の規制の見直しは、暗号資産をめぐる喫緊の課題に対し、暗号資産の特性に応じた金融商品としての規制を整備することで利用者保護の充実を図ることを主眼としている。
- 規制見直しの概要：①根拠法令の見直し（暗号資産の規制法を資金決済法から金商法へ変更）、②情報提供規制（新規販売時及び継続的な情報提供義務を設けること等）、③業規制（暗号資産の売買等を業として行う事業者について、第一種金融商品取引業に相当する規律を中心にセキュリティ対策等を強化）、④不公正取引規制（インサイダー取引規制・証券監視委の犯則調査権限・課徴金制度の創設等）。

(出所) 金融庁「スタートアップへの成長資金供給に関するラウンドテーブル」、金融庁「地域金融力強化プランについて」、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の公表について (<https://www.fsa.go.jp/>) を基に野村アセットマネジメント資産運用研究所作成

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧下さい。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2025年12月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家がその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 *一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 *ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商 号：野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第373号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／

一般社団法人第二種金融商品取引業協会